

インターネット上の誹謗中傷に対する法改正の動向

専修大学法学部教授 岡田好史

はじめに

今日、インターネットはコミュニケーションの手段としても広く使われるようになってきている。特に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービスの普及は、その多くが匿名ゆえに多様な情報発信が容易に行えるようになってきている。そのため、セクシャルハラスメントなどの性的被害を告白、告発する運動¹⁾を世界的に拡げるきっかけとなるなど、肯定的な側面がある一方²⁾、違法情報や有害な情報³⁾を発信する誘因ともなっており、そのサービスを利用し、意図的に特定の個人や組織に対して誹謗中傷⁴⁾をしたり、デマ・フェイクニュースを発信したりする事件が発生している⁵⁾。さらに、その情報が多くの人に拡散されることにより、大き

- 1) たとえば、「私も」を意味する英語にハッシュタグ(#)を付した#MeToo(ミートゥー)は、セクシャルハラスメントや性的暴行の被害体験を告白・共有する際にSNSで使用され、欧米を中心に被害の告発、被害の撲滅を訴える運動が広がった。
- 2) SNSの功罪については、毎日新聞取材班『SNS暴力 なぜ人は匿名の刃をふるうのか』(毎日新聞出版、2020年)6章以下参照。
- 3) 違法情報は、法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報をいい、その例としては、覚せい剤等禁止薬物や銃器の売買情報、特定人に対する脅迫・詐欺・名誉毀損等刑法に抵触するもの、刑法上の「わいせつ」に該当するポルノ情報、児童買春・児童ポルノ禁止法上の「児童ポルノ」に該当する情報、リベンジポルノ防止法上の私事性的画像に該当する情報が挙げられる。有害な情報とは、公共の安全、善良な風俗や青少年の健全育成を害するような情報を指し、その例としては、刑法等の「わいせつ」、「児童ポルノ」「リベンジポルノ」に該当しないポルノ情報や暴力的な表現が挙げられる。なお、上沼紫野「誹謗中傷と有害情報」ジュリ1554号(2021)38頁以下も参照。
- 4) マスコミでも大きく取り上げられたものとしては、古くは、芸能人のスマイリーキクチ氏に対するものがある(スマイリーキクチ『突然、僕は殺人犯にされた ネット中傷被害を受けた10年間』(竹書房、2011年))。
- 5) 警察庁「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」〈https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R02_cyber_jousei.pdf〉(2022年1月17日確認)によると、2020年中に不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪を除くサイバー犯罪は合計8,703件検挙されたが、名誉毀損は291件(3.3%)であった。

な問題となる場合⁶⁾も生じている。

近時においては、誹謗中傷や、脅迫、犯罪予告⁷⁾、デマを書き込んだりする事件⁸⁾、また特に新型コロナウイルス感染症に関連して、間違った情報や誤解を招く情報の発信・拡散⁹⁾が確認されている。また、インターネットへの接触時間が増えた¹⁰⁾結果、SNS上での投稿が原因となって「炎上」¹¹⁾し、投稿者が非難に晒されることが生じ、今後も被害拡大が懸念されている。

-
- 6) 2016年のアメリカ大統領選挙において、アメリカを中心にフェイクニュースが拡散され、大統領選にまつわるフェイクニュースと陰謀論の舞台にされた米国のピザ店に、ライフル銃を持った男が押し入り、発砲するという事件も発生した(“Pizzagate: Gunman Fires in Restaurant at Centre of Conspiracy”〈<https://www.bbc.com/news/world-us-canada-38205885>〉(2022年1月17日確認))。
 - 7) たとえば、2019年9月、山梨県道志村のキャンプ場で女兒が行方不明になった事件では、女兒の母親が、多くの人に情報提供を呼びかけるために受けた報道陣の取材をきっかけに、犯人扱いされるなどの批判が相次ぎ、SNSを通じて「殺す」といったメッセージを女兒の母親に送った者に対しては脅迫罪として懲役6ヶ月、執行猶予3年の刑が言い渡されている(朝日新聞2021年10月19日)。また、ブログ上で「募金詐欺」と投稿したなどとして、名誉毀損罪に問われた者に対しては、懲役1年6ヶ月、執行猶予4年の判決が言い渡されている(日本経済新聞、朝日新聞2021年12月18日)。
 - 8) たとえば、マスコミでも大きく取り上げられた例として、高速道路で2017年に起きたあおり運転による死亡事故をめぐり、無関係の会社の関与を示唆するデマ情報がインターネット上で流布された事件がある。この事件では、11人が2018年に名誉毀損容疑で書類送検され、いずれも不起訴となったが、検察審査会は2019年、うち9人を起訴相当と議決し、5人が略式起訴を経て罰金30万円の命令を受け、1人が在宅起訴された。残る3人が再び不起訴となったことから、審査会は2020年7月に1名に対し改めて起訴議決したものの、残る2人は「起訴議決に至らない」と結論づけた(朝日新聞2020年10月3日)。この強制起訴された被告人に対し最高裁は罰金30万円とした(朝日新聞2021年9月8日)。
 - 9) 総務省『令和3年版 情報通信白書 ICT白書 デジタルで支える暮らしと経済』(日経印刷、2021年)216頁、小長光哲郎「反ワクチンデマは29アカウントから拡散 約6300万の投稿から東大教授が分析」〈<https://dot.asahi.com/aera/2021090300013.html>〉(2022年1月17日確認)等参照。
 - 10) 前掲注9) 令和3年版情報通信白書156頁以下。総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」各年版参照。特に、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間は急速に伸びている。
 - 11) たとえば、荻上は、「ウェブ上の特定の対象に対して批判が殺到し、収まりがつかなさそうな状態」と定義する(荻上チキ『ウェブ炎上——ネット群集の暴走と可能性』(筑摩書房、2007年)5頁)。なお、田中辰雄ほか『ネット炎上の研究 誰があおり、どう対処するのか』(勁草書房、2016年)5頁以下も参照。日本国内での炎上発生件数はSNSが普及し始めた2011年を境に急激に増加しており、個人・企業問わず炎上の対象となっている(総務省『令和元年版 情報通信白書 ICT白書——進化するデジタル経済とその先にあるSociety 5.0』(日経印刷、2019年)105頁)。

攻撃の対象が個人であれば、精神的苦痛に苛まれることがあり、組織であれば、風評被害による経済的な損失を受ける¹²⁾等、様々な影響が出る。また、非常時に虚偽の情報が拡散された場合、社会的な混乱を引き起こすおそれがある¹³⁾。一方、誹謗中傷やデマ等を発信した側だけではなく、悪意はなくとも情報の真偽を確認せず、安易に情報の拡散に加担する者により急速に被害が拡大していく¹⁴⁾ことも社会問題

- 12) この例としては、匿名のネット掲示板に、商店の店舗名と場所とともに「店員の家族がコロナに感染している」と虚偽の情報を書き込んだ結果、店には複数回の無言電話があったり、売り上げが減少したりする等の被害が出たとして、書き込んだ者が業務妨害と名誉毀損の疑いで逮捕されている（朝日新聞、産経新聞2021年5月27日）。
- 13) 2016年の熊本地震の前震が起きた直後、ライオンが道路に立っている画像と地震のせいだ動物園からライオンが逃げたという趣旨のテキストがSNSに投稿され、2万回以上拡散されるなど、悪質なデマが拡散した（『熊本地震でライオン脱走』Twitterにデマ拡散の男を逮捕」（2016年7月21日）〈<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1607/21/news087.html>〉（2022年1月17日確認）。このデマの投稿者は偽計業務妨害の疑いで逮捕された後、起訴猶予となっている（朝日新聞2017年3月22日）。2018年の北海道地震でも、停電により北海道内では停電のためテレビなどのマスメディアに触れづらい状況だったため、主にSNSを通じてデマが広まった（福長秀彦『北海道胆振東部地震』と流言の拡散』放送研究と調査2019年2月号48頁以下、村上建治郎『北海道地震』『悪意なきクローズドのLINEトーク』がデマ情報の新たな震源地に——ツイッターの役割は起爆装置』BUSINESS INSIDER（2018年9月7日）〈<https://www.businessinsider.jp/post-174722>〉（2022年1月17日確認）、服部良祐・ITmedia「北海道地震でデマ拡散が止まらない真のメカニズム」（2018年9月11日）〈<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/1809/11/news036.htm>〉（2022年1月17日確認）。また、2022年1月15日に発生したトンガ沖の海底火山噴火に関連して、インドネシアの動画配信者が2021年12月に撮影した映像が、「トンガの津波」の動画としてSNSで拡散しているという（毎日新聞2022年1月19日）。
- 14) マサチューセッツ工科大学がツイッターを研究したところ、「事実が伝播するのは1,000人程度であるのに比べ、ウソは多い時は10万人まで拡散する。拡散力において100倍、拡散速度は20倍」という結果が出たという（PETER DIZIKES, “Study: On Twitter, False News Travels Faster than True Stories: Research Project Finds Humans, not Bots, are Primarily Responsible for Spread of Misleading Information.” 〈<https://news.mit.edu/2018/study-twitter-false-news-travels-faster-true-stories-0308>〉（2022年1月17日確認）。また、米NPO「アバズ」の調査では、新型コロナのデマを拡散するサイトは、世界保健機関（WHO）や米疾病予防管理センター（CDC）などの公式サイトに比べ、4倍ものページビューを獲得していたという（AVA AZ, “Facebook’s Algorithm: A Major Threat to Public Health” 〈https://secure.avaaz.org/campaign/en/facebook_threat_health/〉（2022年1月17日確認）。さらに、米ノーステキサス大学などの研究チームによる、デマの否定の拡散量がデマの拡散量に追いつくのに1週間かかったという調査結果も明らかにされている（JOSEPH MCGLYNN, MAXIM BARYSHEVTSEV, ZANE A. DAYTON, “Misinformation More Likely to Use Non-specific Authority References: Twitter Analysis of Two COVID-19 Myths.” 〈<https://misinfoview.hks.harvard.edu/article/misinformation-more-likely-to-use-non-specific-authority-references-twitter-analysis-of-two-covid-19-myths/>〉（2022年1月17日確認））。

となっている。

本稿では、インターネット上の誹謗中傷に対しての近時の日本法の改正動向を紹介し、若干の検討をすることとしたい。

I. 日本法における名誉に対する罪の概要

名誉に対する罪は、個人的人格権に直接関連性のある社会的評価を問題にしている。

日本刑法における犯罪類型としては、生存している人の名誉を客体とする名誉毀損罪(刑法230条1項)¹⁵⁾と侮辱罪(231条)、死者の名誉を客体とする死者の名誉毀損罪(230条2項)がある。諸外国に見られるようなインターネット上の表現に対応した特別法は基本的に設けられていない¹⁶⁾。

名誉毀損罪は、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」としている。

「公然」とは、「不特定または多数人が認識できる状態」をいう¹⁷⁾。「事実を摘示」とは、人の社会的評価を低下させるに足りる事実が示されればよく、それが現実に害されることは必要ではない¹⁸⁾。また、名誉毀損の故意があればよく、それ以外の目的は必要とされていない¹⁹⁾。摘示される「事実」については、虚偽であるかどうかは、名誉毀損罪の構成に影響せず²⁰⁾、摘示した事実が伝聞に係るものであると、無根

15) なお、インターネット上における問題については、岡田好史「インターネット上における名誉毀損について」専法100号(2007年)143頁以下、同「インターネット上の表現行為と名誉毀損罪における真実性の誤信」専修ロー8号(2013年)59頁以下参照。

16) 名誉毀損に特化したものではないが、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律126号)は、その例外の一部といえよう。岡田好史「リベンジポルノをめぐる新たな問題」専法138号(2020年)37頁以下も参照。日本においてもインターネット上での問題の特性に応じた立法の当否を検討すべきであるという主張も見られる(西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」法時93巻10号(2021年)1頁以下、深町晋也「オンラインハラスメントの刑罰的規律——侮辱罪の改正動向を踏まえて」法セ803号(2021年)12頁以下)。

17) 最判昭和36年10月13日刑集15巻9号1586頁。

18) 大判大正12年5月24日新聞2140号4頁、大判昭和7年7月11日刑集11巻1250頁。

19) 大判昭和13年7月14日刑集17巻608頁、東京高判昭和28年2月21日高刑集6巻4号367頁。

20) 大判昭和3年9月14日新聞2929号11頁。

のものであると問わず、それが他人の名誉を毀損するに足りると認められる限り、名誉毀損罪が成立する²¹⁾。

名誉毀損罪は、摘示した事実の真偽を問わないが、事実の公共性、目的の公益性がある場合に限って、真実性の証明を許し、摘示事実の真実性が証明されたときはこれを罰しない²²⁾とする規定(230条の2)が置かれている。この規定は、個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和を図ろうとしたものである。真実性の証明の挙証責任は、被告人側に課されている。

名誉には、①内部的名誉、②外部的名誉、③名誉感情の3種類がある。内部的名誉は、客観的に存在する人の内面的価値(真価)を意味し、外部的名誉は、人に対して社会が与える評価を意味する。外部的評価は必ずしも真価と一致しない。これに対して、名誉感情は、本人が抱いている自己に対する価値意識・感情を意味する。名誉感情の場合は、本人に対する社会的な評価とは関係なく、本人自身が自分に対してどのような価値意識を持っているかが問題である。

わが国の刑法では、保護すべき名誉は外部的名誉なのか名誉感情なのか争いがある。名誉毀損罪の場合は外部的名誉と解するのが通説的理解²³⁾である。

21) 東京高判昭和30年2月28日高刑特2巻4号98頁, 東高刑時報6巻2号41頁, 判タ47号56頁。

22) 真実を述べたとしても外部的名誉を害したかどで処罰されるとすれば、正当な批判も許されないことになり、表現の自由との関係において大きな問題が生じる。そこで、わが国では、刑法230条の2に表現の自由と調和を図るための規定を置いている。同条の規定は、230条1項「の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」となっており、事実の真否についての挙証責任を被告人に転換している。当初、判例は、真実性の証明がなされなかった場合には免責の余地を一切否定する立場を採っていた(最判昭和34年5月7日刑集13巻5号641頁)が、1969年に至り、最高裁判所は、いわゆる「相当の理由」論を刑事の名誉毀損事件でも採用し(最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁)、従来からの解釈を変更した。インターネット上の名誉毀損罪の成否が問われた最決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁においても、それは維持されている。

23) 大判昭和3年12月13日刑集7巻766頁, 大判昭和8年9月6日刑集12巻1590頁, 最判昭和36年10月13日刑集15巻9号1586頁。牧野英一『刑法各論(下)』(有斐閣, 1951年)490頁, 泉二新熊『日本刑法論 下 各論』(有斐閣, 訂44版, 1939年)631頁, 滝川幸辰(滝川春雄補訂)『刑法各論』(世界思想社, 増補版, 1968年)93頁, 植松正『刑法各論II 各論』(勁草書房, 再訂版8版, 1975年)334頁, 大谷實『刑法各論』(成文堂, 5版, 2018年)168頁, 西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論』(弘文堂, 7版, 2018年)121頁, 日高義博『刑法各論』(成文堂, 2020年)168頁等参照。もっとも、大塚は、名誉に対する罪の保護法益は、第一次的には外部的名誉であるが、副次的には被害者の名誉感情であるとしている(大塚仁『刑法概説各論』(有斐閣, 3版増補版, 2005年)135頁)。

死者に対しては、「虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない」としている。

死者の名誉毀損罪の保護法益についても争いがあるが、死者自身の名誉が保護法益だとする見解が、わが国では通説の立場である²⁴⁾。人に対する社会的評価は、当該の人が死去した後にも残存し、それは死者自身のものとして個人的法益に属する²⁵⁾。

侮辱罪は、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する」としている。

侮辱罪の保護法益を外部的名誉、名誉感情のいずれと解するかについては争いがある²⁶⁾。しかし、価値意識にすぎない名誉感情を刑法が強く保護することには疑問があり、名誉感覚を持ちえない人々に対する保護が否定されかねないことから、侮辱罪においても名誉毀損罪と同様に外部的名誉の侵害が問題というべきであろう²⁷⁾。

名誉毀損罪と侮辱罪は、事実の摘示がなされているか否かによって区別される。名誉毀損罪の場合は、公然と事実を摘示して人の外部的名誉を侵害する危険性のあ

24) 小野清一郎『刑法に於ける名誉の保護』(有斐閣、増補版、1970年)209頁、271頁、木村亀二「死者の名誉毀損」同『刑法の基本概観』(有斐閣、1969年)200頁以下、植松・前掲注23)353頁、大谷・前掲注23)185頁、日高・前掲注23)188頁等参照。

25) 日高義博「死者の名誉毀損」専修法学論集31号(1980年)130頁。

26) 侮辱罪の保護法益を名誉感情とするものとして、小野・前掲注24)179頁以下、団藤重光『刑法綱要各論』(創文社、3版、1990年)512頁、川端博「名誉毀損罪と侮辱罪の関係——名誉感情説からの反論」植松正ほか編『現代刑法論争Ⅱ 各論』(勁草書房、2版、1997年)94頁等。侮辱罪の法益を端的に「人間の尊厳」(内部的名誉)と捉える見解もある(平川宗信『名誉毀損罪と表現の自由』(有斐閣、1983年)178、196頁、松宮孝明『刑法各論講義』(成文堂、5版、2018年)168頁、金尚均編『ヘイトスピーチの法的研究』(法律文化社、2014年)173頁以下[金尚均])が支持は得られていない。丸山は、その背景として「『内部的名誉は他人が害しうるものではなく、刑法による保護に適さない』とする固定的な認識があるように思われる」と指摘している(丸山雅夫「名誉侵害罪としての侮辱罪」南山41巻2号(2018年)67頁)。なお、嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割——侮辱罪の法定刑引き上げをめぐる」法セ803号(2021年)6頁以下参照。

27) 大判大正15年7月5日刑集5巻303頁、大判昭和2年11月26日刑集6巻11号468頁、大判昭和8年9月6日刑集12巻17号1590頁、最決昭和58年11月1日刑集37巻9号1341頁等、木村亀二『刑法各論』(法文社、1967年)85頁、植松・前掲注23)345頁、大谷・前掲注23)168頁、西田・前掲注23)121頁、135頁、松宮・前掲注26)152頁等参照。

る行為をするのに対して、侮辱罪の場合は、事実を摘示しないで公然と人の外部的名誉を侵害する危険性のある行為²⁸⁾をすることが「侮辱」ということになる²⁹⁾。

II. インターネット上の誹謗中傷事案への対応

犯罪に対する処罰は、あくまでも事後的にのみなされうることであり、インターネットを悪用した侵害による被害の拡大を防ぐためには、情報を削除して、流通を止めることがまず求められる。しかし、プロバイダ等が通信記録を開示しない限り、加害者を特定することが難しい場合が多く、プロバイダにおいて、各個人が送受する膨大な量の通信における権利侵害の有無を個別に確認することは、通信の秘密との関係で不可能であって、権利侵害の防止と安定したサービス提供、被害者保護をどうするのが問題となっていた。そこで、プロバイダ等に対して、インターネットを利用した権利侵害に関する発信者の個人情報を、捜査機関や被害者等の求めに応じて開示する体制を整えさせる一方で、権利侵害の手段を提供したプロバイダ等の責任を減免する法律として、2001(平成13)年に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)が制定された。

プロバイダ責任制限法では、特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害された場合について、①特定電気通信³⁰⁾役務提供者の責任の制限、②(被害を受けた者の)発信者情報の開示請求権について規定している。ここで、権利を侵害したとされるのは、当該情報を作成したこと等が問題とされるのではなく、あくまでも当該情報を特定電気通信により不特定の者が受信し得る状態に置いたこと、す

28) 前掲注27) 大判大正15年は、「名誉毀損罪ハ、他人ノ社会的地位ヲ害スルニ足ルヘキ具体的事実ヲ公然告知スルニ依リテ成立スルモノナレハ、犯人ニ於テ如上具体的事実ヲ告知スルコトナク単ニ他人ノ社会的地位ヲ輕蔑スル抽象的言辞ヲ弄シタルニ過キサルトキハ、侮辱罪ヲ構成スヘキモ、名誉毀損罪ヲ構成スヘキモノニアラサルコト明カナリ」と判示している。

29) 侮辱の具体的な意義については解釈に委ねられており、一般には、「他人に対する軽蔑の表示」「侮蔑の意思表示」「侮蔑的価値判断の表示」「侮蔑的・軽蔑的表現」などが該当するものとされ、客観的に判断してそれらに当たる以上は、言語による場合と姿態・態度や動作による場合とを問わず、具体的な方法や手段も問わないものとされる。

30) インターネットでのウェブページや電子掲示板等の不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信の送信のことである。

なわち、「情報の流通」が問題とされているのである。また、権利の侵害³¹⁾が「情報の流通」自体によって生じたものである場合を対象とするものである。

この法律の制定により、プロバイダ等は、特定の条件下において、インターネット等を利用した権利侵害に関する責任を負わない一方で、民事訴訟の手続を経ることなく、権利侵害に係る者の個人情報などを速やかに開示することができるようになった。

現行制度では、発信者情報開示をするためには、コンテンツプロバイダ³²⁾を相手取る仮処分等の手続を経たうえで、インターネット接続サービス事業者などのアクセスプロバイダ³³⁾を相手取る訴訟も提起する必要がある。こうした2度の裁判手続にかかる費用など出費がかさむことが問題とされ、開示されたとして、発信者に対し民事訴訟を提起しても手続にかかった費用の回収が難しいといわれている。また、コンテンツプロバイダが海外法人の場合には国際送達を行う必要もあり、情報開示完了までに1年以上も要することもある³⁴⁾といわれ、現状は、技術的な知識が十分ではない被害者が泣き寝入りしてしまう可能性があるといわれていた。しかも、開示手続中に、開示対象とする通信記録の保管期限が過ぎ、消去されてしまう事態を避けるため、当該通信記録を保全するための仮処分申立てを更に提起する等の必要もあった。加えて、現行法は、「投稿時IPアドレス」を前提に作られているため、サイト管理者が「投稿時IPアドレス」を保有しておらず、「ログイン時IPアドレス」しか開示しないケースでは、法適用に無理が生じていた。そのため、このような問題点を解消し、被害者の権利救済を拡大するための制度が求められていた。

このことが社会でクローズアップされたのが、2019年8月に高速道路で悪質なあ

31) 「権利の侵害」とは、個人的法益の侵害として、民事上の不法行為等の要件としての権利侵害に該当するものである。ここで、侵害されることとなる「権利」については、特に限定されていない（総務省『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律——解説』（2017年）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000461787.pdf〉1-2頁（2022年1月17日確認））。

32) デジタル情報を提供する事業者をいい、主にインターネット検索サービス、掲示板やSNS等を運営する事業者等が挙げられる。

33) インターネット接続サービスを提供する事業者をいい、主に携帯電話会社やインターネット通信会社等が挙げられる。

34) 朝日新聞2020年6月23日参照。

おり運転をした者が被害者を数回殴る様子や、あおり運転をしていた車に同乗していた者が被害者を携帯電話で撮影する姿が、被害者の車載カメラ映像で確認され、この同乗者と誤認された無関係の者の実名等がインターネット上でさらされ、デマを信じたユーザーによる誹謗中傷が相次いだ事件³⁵⁾と、2020年5月にテレビのリアリティ番組の出演者が、番組内での言動をきっかけにSNSで多数の誹謗中傷を受けた後に自死した事件である³⁶⁾。この事件では、被害者に対する多数の誹謗中傷の書き込みがあったが、プロバイダ責任制限法上の手続に注目が集まった。後者の事件では、悪質な投稿を複数回したとされた2人のみが侮辱罪に問われ、いずれも科料9,000円の略式命令にとどまり³⁷⁾、誹謗中傷の書き込みをした多くの者を不問としたまま終結した³⁸⁾ 捜査に対しても批判が集まった。侮辱罪の法定刑の低さ、公訴時効の短さが刑事責任を追及する上で壁になったとみられ、侮辱罪の厳罰化を求める声が上がっていた³⁹⁾。

35) 高橋暁子「あおり運転で『デマ拡散』被害、ネットで名誉毀損罪は問えるか」DIAMOND on-line 2019.9.20 4:35 <<https://diamond.jp/articles/-/215152>> (2022年1月17日確認) 等参照。

36) 洪井哲也「テラハ事件、テレビとSNSユーザーが『共犯者』になった重すぎる教訓」DIAMOND on-line 2020.6.5 5:20 <<https://diamond.jp/articles/-/239340>> (2022年1月17日確認) 等参照。

37) 日本経済新聞2021年3月30日。このリアリティ番組は、ネット配信されていたことから、外国メディアでも大きく報じられた。たとえば、“Terrace House: Japanese man fined \$80 after Netflix star’s suicide” <<https://www.bbc.com/news/world-asia-56585658>> (2022年1月17日確認)、“Man fined \$95 for cyberbullying Japanese Netflix star, Hana Kimura, who took her own life” <<https://www.abc.net.au/news/2021-04-01/man-charged-over-netflix-hana-kimura-terrace-house-suicide-fined/100042924>> (2022年1月17日確認) 等参照。なお、インターネット上の侮辱行為に対して侮辱罪が初めて適用されたのは、2018年12月に川崎簡裁がブログで被害者の実名とともにヘイトスピーチを書き込んだ事案であるとされる(朝日新聞2019年1月16日)が、こちらも科料9,000円にとどまっている。

38) なお、書き込みをした者に対する民事での損害賠償請求は別に認められている(朝日新聞2021年5月19日)。

39) 前述のリアリティ番組の被害者遺族は、署名サイトで、侮辱罪の厳罰化を求める署名活動(「侮辱罪の厳罰化を早急に求めます!」<<https://www.change.org/p/法務大臣-上川陽子様-侮辱罪の厳罰化を早急に求めます>> (2022年1月17日確認))をし、2022年1月17日時点で63,462人が署名している。なお、生田綾「『死ね』という中傷で、9000円の科料。木村花さんの母・響子さんが侮辱罪の厳罰化を求める理由」ハフポスト日本版2021年05月17日 <https://www.huffpost.jp/entry/story_jp_60989819e4b0b37f894ab6f2> (2022年1月17日確認) も参照。

Ⅲ. プロバイダ責任制限法及び刑法の改正動向

1. プロバイダ責任制限法の改正

2021（令和3）年1月、プロバイダ責任制限法の改正案が閣議決定され、2月26日国会に法案として提出され、4月21日に成立した⁴⁰⁾。

改正の目的は、インターネットでの誹謗中傷などの権利侵害につき、より円滑に被害者救済を図るべく、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなど、制度的見直しを図ることにあるとされている⁴¹⁾。

この法改正は、総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において法改正へ向けた調査研究⁴²⁾に基づくものであるが、先述したリアリティ番組の事件がきっかけとなって、世論の高まりがあり、法改正の動きが加速したものと思われる。

今回の改正のポイントは、主に①投稿者の情報開示を容易にする新たな裁判手続の創設、②ログイン型投稿⁴³⁾におけるログイン関係情報の開示制度の新設にある。

今回の手続においては、裁判所による以下の三つの命令が新設された。

ア 発信者情報開示命令（新8条）

これは発信者情報の開示を開示関係役務提供者に対して命じることができる手続である⁴⁴⁾。この手続は、これまでの仮処分や通常訴訟とは異なる非訟手続であり、改正法は、当該手続に関する裁判管轄や手続内容を定めている（新9条～14条）。決定

40) 改正法は公布の日から1年6月以内に施行する（附則1条）とされており、2022年秋頃までに施行される見込みである。

41) 総務省「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案（概要）」。

42) 「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」（2020年）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf）（2022年1月17日確認）。

43) ログインしてから書き込むためログイン型投稿といわれ、ログイン時の情報しか記録されおらず、投稿時の記録がないというタイプのものをいう。

44) 発令要件（新5条1項）や開示対象とする発信者情報は、現行法での発信者情報開示手続と同様である。「提供命令」は、IPアドレス開示仮処分よりも、ずっと短い期間で発令されることが考えられるため、接続プロバイダが判明するまでの期間は、現行法より短くなると予想される。また、副本送達に代わる「申立書の写しの送付」（新11条）という新たな制度が設けられ、外国への送達が必要なくなったため、特に海外法人を相手取るときには現行法よりも柔軟かつ迅速な手続が期待できるとされている。

をする場合には当事者の意見を聴く必要がある（新11条3項）。裁判所の非訟手続により発信者情報の開示ができるようになったが、現行法と同じく、仮処分と訴訟の2段階で発信者情報を開示請求することも認められている⁴⁵⁾。

イ 提供命令（新15条）

新設された提供命令には、1号命令（コンテンツプロバイダに対するアクセスプロバイダ情報の提供）及び、2号命令（1号の提供命令により特定できたアクセスプロバイダに対する発信者情報の提供）の2つがある（新15条1項）。

提供命令の、1号、2号共通の要件としては、①発信者情報開示命令事件が係属する裁判所に対する申立てであること⁴⁶⁾、②侵害情報の発信者特定ができなくなることを防止する必要性があることが挙げられる。

1号固有の要件は、保有している発信者情報により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者の氏名または名称および住所（他の開示関係役務提供者）の特定をすることができることである。

2号固有の要件は、1号の提供命令により提供を受けたアクセスプロバイダを相手方とする発信者情報開示命令の申立てをした旨の通知を行ったことである。

ウ 消去禁止命令（新18条）

これまでのログ保存仮処分に相当するものである。開示請求の対象となっている発信者情報の消去を禁ずる命令を発することができるようになる。消去を禁じられるのは、当該発信者情報開示命令事件が終了するまでの間である。この消去禁止命令に対して、開示関係役務提供者は、即時抗告をすることができる⁴⁷⁾とされている。

発信者情報開示命令事件（新2条9号）では、申立人は、まず、サイト管理者を相手方とするIPアドレスの開示命令を裁判所へ申し立てるとともに（新8条）、これを「本案」とする「提供命令」の申立てをする（新15条1項）。提供命令が発令されると、

45) 訴訟手続と非訟手続のいずれの選択も可能となっている。訴訟と非訟を組み合わせる方法については、今後の研究課題となろう。

46) 発信者の住所等の情報を一切保有していない（とされている）コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示命令の申立ては無意味だが、提供命令の要件を満たすためだけに発信者情報開示命令の申立てを行う必要があるとも考えられる。こうした一見無意味な申立てが本当に必要とされるのか等は、今後の規則制定などの動向を確認する必要がある。

サイト管理者から申立人に対し、接続プロバイダの名称が提供される(新15条1項1号イ)。

次に申立人は、開示された接続プロバイダを相手方とする、住所氏名の開示命令を裁判所へ申し立てるとともに(新8条)、これを「本案」とする「消去禁止命令」の申立てをする(新16条1項)。

申立人が、「接続プロバイダに対し開示命令の申立てをした」旨をサイト管理者に通知すると、サイト管理者は接続プロバイダに対し、IPアドレス等の情報を提供する(新15条1項2号)。

最後に、接続プロバイダに対し開示命令が発令されると、投稿者の住所氏名が開示される。

接続プロバイダに対する発信者情報開示命令事件は、サイト管理者に対する発信者情報開示命令事件が係属している裁判所の管轄に専属するため、同じ裁判所で審理される(新10条7号)。また、2つの手続の併合も予定されている。これにより、手続の一体化が図られている。

ログイン型投稿に対しては、新たに「侵害関連通信」概念⁴⁷⁾が追加された(新5条3項)。

新法では、ログイン時IPアドレス、ログイン時タイムスタンプ、ログイン時ポート番号など、「侵害関連通信」に関する情報を「特定発信者情報」と定義し(新5条1項柱書)、サイト管理者に対し特定発信者情報(ログイン時IPアドレスなど)を開示請求する要件と(新5条1項3号)、接続プロバイダに対し、特定発信者情報(ログイン時IPアドレスなど)をもとに投稿者の住所氏名を開示請求する要件(新5条2項)を新設した。

サイト管理者に対し特定発信者情報を開示請求する際には、サイト管理者が投稿時IPアドレスを保有していないなどの要件充足が必要である(新5条1項3号)。他方、接続プロバイダに対し、特定発信者情報をもとに、投稿者の住所氏名を開示請

47) 「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号」の送信と定義し、①ログイン(「利用し」)→②「侵害情報の送信」→③ログアウト(「利用を終了」)の流れにおいて、ログインとログアウトを認識する考え方である。

求する際には、そのログイン時IPアドレスが、「侵害関連通信」であることが求められる。つまり、侵害情報の直前のログインに使われたIPアドレスかどうかが問題とされる。

2. 刑法の改正

法務省は、インターネット上での誹謗中傷等の書き込みは、重大な人権侵害にもつながるものであって、事案が年々増加していること、近時、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中で、感染症に関連する誹謗中傷等の深刻な被害が社会問題化していることから、関係省庁等と連携しながら、検討を進めるため、2020年6月1日に「インターネット上の誹謗中傷等に対する法務省プロジェクトチーム」を設置し、これを、政策立案総括審議官に統括させることとし⁴⁸⁾、侮辱罪の罰則のあり方などの議論が重ねられた⁴⁹⁾。

この間、自由民主党のプロジェクトチームからも、様々な提言がなされていたが、情報通信戦略調査会の「ネット上の誹謗中傷対策等小委員会」は、2021年6月17日に、先述のリアリティ番組事件の遺族からのヒアリング、要望書の提出を受け、党内で議論を重ねて、「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」を作り上げ⁵⁰⁾、政府の関連省庁への申し入れを行った⁵¹⁾。

この緊急提言は、SNS等のネットにおける誹謗中傷などは年々増加傾向にあり、その対策が急がれるとして、新たな生活様式のもと、啓発と被害救済の実効性を確保することが求められているという観点から、喫緊に取り組みすべき内容を取りまとめたとしている。

48) 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要 令和2年6月2日(火)」〈https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00088.html〉(2022年1月17日確認)。

49) 法務省「法務大臣閣議後記者会見の概要 令和2年8月7日(金)」〈https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00110.html〉(2022年1月17日確認)。なお、それ以前にも刑法改正仮案(1940年)、刑法一部改正法案(昭和22年閣法8号)(1947年)、刑法改正準備草案(1961年)、刑法改正草案(1974年)において法定刑の引き上げが提案されていた。

50) 山田太郎「ネット上の誹謗中傷等対策小委員会にて緊急提言をまとめました!」(2021年6月19日)〈<https://taroyamada.jp/?p=14097>〉(2022年1月17日確認)。

51) 自由民主党「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」(2021年6月17日)〈<https://www.jimin.jp/news/policy/201741.html>〉(2022年1月17日確認)。

その具体的内容は、①被害の深刻化の防止、②侮辱罪の改正、③発信者情報開示の円滑な実施、④プラットフォーム事業者の積極的な対応の促進、⑤海外SNS事業者等の会社法における外国会社登記の徹底、⑥SNS教育の更なる充実、⑦捜査機関における体制強化である。

法務省は自民党からの提言を踏まえ、侮辱罪等の見直しができないか等について検討し、刑法の侮辱罪に懲役刑を導入する方針を固め、9月16日に開かれた191回法制審議会総会において刑法改正を諮問した⁵²⁾。

諮問の理由として挙げられたのは、次の点である⁵³⁾。インターネット上における誹謗中傷を内容とする書き込みを行う事案が少なからず見受けられるが、このような誹謗中傷は、容易に拡散する一方で、インターネット上から完全に削除することが極めて困難であるといった特徴を有し、他者の名誉を侵害する程度が大きいなどとして、重大な社会問題となっている。インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識も高まっているが、侮辱罪の法定刑は、刑法の罪の中で最も軽い「拘留又は科料」とされており、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止することが必要である。

法定刑については、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることを案としている。その理由を、近時の侮辱罪に該当する行為に対し、その威力力によってこれを抑止するため、侮辱罪の法定刑を名誉毀損罪に準じたものに引き上げることが相当であると考え、名誉毀損罪の法定刑が「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」とされていることに鑑み、侮辱罪における懲役・禁錮の長期を「1年」、罰金の多額を「30万円」としたと説明している⁵⁴⁾。SNSなどでの中傷は不特定多数から寄せられる上、拡散してネットに残り続けるなど被害が深刻化しており、懲役・禁錮刑の導入は必須と判断したということであろう。

52) 諮問118号。

53) 法制審議会第191回会議議事録17-18頁(川原隆司幹事発言)。

54) 前掲注53) 議事録18頁(川原隆司幹事発言)。

この諮問を受けて、法制審議会内に刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会が設けられ、同部会において、2回にわたり、諮問に付された要綱（骨子）について議論がなされた。

部会内では、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があること自体に異論は見られなかったものの、引き上げることの相当性に関しては、191回総会における表現行為に対する萎縮効果を懸念する発言⁵⁵⁾があったことを踏まえ、「侮辱罪に該当し得るが、正当な表現行為として処罰されない場合の有無・根拠」、「正当な表現行為について、侮辱罪により処罰しない旨の規定の要否・当否」、及び「正当な表現行為に対する『萎縮効果』」⁵⁶⁾について議論がなされた。

侮辱罪にも刑法230条の2を参考とした、公務員に対する批判などを処罰しない旨の規定を設けるべきとの意見が出されたが、判例等の蓄積がない中で、侮辱罪として処罰されないための要件を定めることは困難であり⁵⁷⁾、また、類型に応じた立法化は個別の事案に左右され困難を生じる⁵⁸⁾といった意見が述べられ、正当な表現行為は、刑法35条を根拠として保護されていることから、正当な表現行為について侮辱罪により処罰しない旨の規定を設けないとする意見が大勢を占めた⁵⁹⁾。

「正当な表現行為に対する『萎縮効果』」については、検察・警察の委員から、従前どおり表現の自由に配慮した対応をとることに変わりはないとの考え方が示された⁶⁰⁾上、他の委員からは、僅かしか、立件・処罰されていない日本の状況からは、表現の自由への萎縮効果を心配させるものがあるとはいい難い⁶¹⁾、萎縮効果に関する懸念については、今般の法整備の趣旨を周知するとともに、その趣旨にのっとった運用が図られることによって対処すべき問題である⁶²⁾といった意見があり、これらが大勢を占めた⁶³⁾。

55) 前掲注53) 議事録19頁（大迫唯志委員発言）。

56) 法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第2回会議配布資料4。

57) 法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第2回会議録5頁（井田良委員発言）。

58) 前掲注57) 議事録6頁（佐伯仁志部会長発言）。

59) 法制審議会第192回会議議事録15頁（佐伯仁志部会長発言）。

60) 刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第1回会議録12頁（築雅子委員発言）、同12-13頁（藤本隆史委員発言）。

61) 前掲注60) 議事録14頁（井田良委員発言）。

62) 前掲注53) 議事録11頁（小池信太郎幹事発言）。

63) 前掲注59) 議事録15頁（佐伯仁志部会長発言）。

部会では、法定刑の引き上げ自体についての異論は見られず、法定刑を引き上げることは必要かつ相当であるなどとして、要綱(骨子)案を指示する意見が大勢を占めたため、諮問に付された要綱(骨子)について、採決に付したところ賛成多数により、要綱(骨子)のとおり法の整備を行うべきであるとの結論に至った。

そして、2021年6月19日に開催された192回法制審議会でその旨が報告され、採決の結果、賛成多数により、議決され、法務大臣に対して答申がなされた。

おわりに

表現の自由は、確かに民主主義を根底で支える参政権に類する政治的権利であるという性格から厚く保護される必要がある。その一方で、誹謗中傷は個人の人格権の侵害であり、個人の人格権を侵害する表現は、幸福追求権の侵害でもある。もっとも、「人格の尊厳」を侵害しうる者は本人だけであるとして、立法論として、侮辱罪の非犯罪化を主張する見解⁶⁴⁾もある。しかし、「人格の尊厳」を侵害しうる者は本人だけであるとしても、そのことは、それに対する攻撃を犯罪化してはならないことを意味するものではない。「表現の自由」とは本来、少数者や弱者が権力者や多数派に意見を表明するための権利であり、匿名で誹謗中傷をしている者が行使しているのは、単なる言葉による暴力に過ぎない。インターネット上の誹謗中傷に対しては、現在のところ、名誉毀損罪も侮辱罪も、共に親告罪ということもあり、僅かしか立件・処罰されていない⁶⁵⁾。とりわけ侮辱罪は、現状の法定刑では、抑止効果を十分に発揮し得ていない。また、民事事件においても誹謗中傷行為に対する損害賠償額は高額にならないといわれ⁶⁶⁾、抑止力たり得ていない。暴力に適切な対処をしないということは、インターネット上で誹謗中傷をしているユーザーに対して誤ったメッセージを送ることとなりかねず、被害者に対して大きな負担を強いる結果とな

64) 田宮裕「名誉に対する罪」平場安治ほか編『刑法改正の研究2 各則』(東京大学出版会、1973年)362頁、前掲注27) 最決昭和58年における谷口正孝裁判官の補足意見。1947年の刑法一部改正の際に、原案では侮辱罪が削除されていたが、衆議院において見直された(第1回国会衆議院会議録41号参照。なお、牧野英一「刑法各則の改正」警研18巻11号(1947年)10頁も参照)。

65) 法制審議会刑事法(侮辱罪の法提携関係)部会第1回会議配布資料2参照。

66) 清水洋平ほか『ケーススタディ ネット権利侵害対応の実務——発信者情報開示請求と削除請求』(新日本法規出版、改訂版、2020年)23頁。

っている⁶⁷⁾。

刑事罰を科すにしても、投稿者を特定する必要があるが、投稿者の情報を開示する手続に時間がかかり、公訴時効期間が過ぎることも課題になっていた。罰則の引き上げに伴い、公訴時効期間も1年から3年に延びる。法定刑の引き上げにより摘発可能な事件が増える可能性がある一方で、悪質な書き込みの抑止につながるという見方もある。

インターネット上の誹謗中傷に関しては、社会問題化しているだけに実効的な対策が必要であることは論を待たない。民事責任の追及についても、改正プロバイダ責任制限法の手続に基づき、これまで以上に迅速かつ実効的なものになるように推進されなければならない。匿名で発信できる環境では、個々のユーザーのモラルに頼るには限界があり、その改善に期待するだけでは対応は困難である。わが国で早急な対処が求められているのは、SNS上で一人の者に対して不特定多数の者が誹謗中傷することである。予定されている侮辱罪についての改正は、犯罪となるべき客観的要件については変更せず、法定刑のみを引き上げるものであるから、威嚇が期待できる通常一般人に対しての抑止力を高めるという点で、わが国においては必要な整備というべきであろう。もっとも、新しい侮辱罪の運用によりフェアなコメントを不当に制約するようなことはあってはならず、表現の自由との関係でその濫用は戒められねばならないが、刑罰の適正な運用がなされなければ、抑止力を高めることはできず、画餅に帰すことになろう。

他方で、犯罪に対する処罰は、あくまでも事後的にのみなされうることであって、

67) たとえば、数多くの中傷被害にあったというタレントの中川翔子氏は、「警察に相談するにしても、民事裁判を起こすにしても、被害者側ばかりが時間や労力、お金の負担を強いられる状況はおかしい。攻撃される側がもっと守られて、加害者が相応の制裁を受けたり負担をする形にならないと不公平だと思います。」と述べている（國府田英之「【独自】脅迫と闘った中川翔子が語る、加害者に“倍返し”のリアル」2021/12/29 11:30 AERAdot (<https://dot.asahi.com/dot/2021122700127.html>) (2022年1月17日確認))。また、インターネット上で誹謗中傷した匿名の投稿者を特定するための裁判の多くが、民事訴訟法の規定で東京地裁の管轄となるため、地方の被害者の負担が課題として指摘されている（清水・前掲注66）25頁）。なお、2022年1月28日の報道によると、法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会は、民事裁判手続を全面的にIT化する民事訴訟法の改正要綱案をまとめたとのことである（朝日新聞2022年1月28日）。この改正は2025年度の全面実施が目指されているということなので、地方の被害者の民事上の負担は今後軽減される可能性があるだろう。

処罰によって被害が解消されることにはならないし、刑罰による一般予防的効果自体にも自ずと限界があることは明らかである。厳罰化は、規範意識が希薄な者や鈍磨した者、確信犯に対しての抑止効果は期待できない⁶⁸⁾。規範意識を高めていくためには、ユーザーの情報リテラシーの向上、ユーザーに対する幅広い啓発による法令遵守の意識の向上に向けた教育が何よりも重要である。また、SNS等のプラットフォームによるモニタリング、削除要請への速やかな対応も重要である。

インターネット上の誹謗中傷に対しては、刑罰による威嚇に頼りすぎることなく、迅速な民事手続の運用、リテラシー向上、官民における相談窓口の充実などの合理的・効果的な施策も含めて、総合的に対策を講じていくことが重要である。新しい制度がどのように運用されていくか、今後の動向に注目していきたい⁶⁹⁾。

【付記】

本稿は、第8回日韓サイバー法学会における報告を基に、その後の動向を踏まえて、改題の上、加筆・修正したものである。当日、私の報告に対して座長をお務めいただいた日高義博先生、コメンテーターをお務めいただいた朴寅東先生、通訳をいただいた楊萬植先生、有用なご指摘、ご教示、ご意見をくださった会員の先生方に厚く御礼申し上げます。

68) 生田勝義「刑罰の一般的抑止力と刑法理論——批判的一考察」立命300・301号(2005年)34頁。そのため、リベンジポルノをめぐる問題のように、現行法での対応が困難な事案が多数生じた場合には、サイバー侮辱罪やサイバーハラスメント罪のような規定を検討する必要がある(深町・前掲注16)15頁以下参照)。たとえば、カナダ ノバスコシア州のサイバー安全法にみられるように、被害者に対する誹謗中傷等の禁止、被害者への接触、通信利用の制限を命じる規定を創設し、それに対する間接罰を設けるということも考えられる(サイバー安全法については、井樋三枝子「【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」外法257-1号(2013年)4頁、岡田好史「カナダ ノバスコシア州におけるサイバー安全法の概要」専紀40号(2015年)23頁以下参照)。

69) 総務省の研究会においても、「被害者」を自称する者が、正当な批評や告発を書き込んだ人物の身元を情報開示制度で特定し、威圧するために名誉毀損で訴える、いわゆる「スラップ(SLAPP: strategic lawsuit against public participation)訴訟」に悪用される懸念が指摘されている(前掲注42)書30頁)。このような制度の濫用が生じないようにも注視する必要がある。なお、スラップ訴訟の概念は米国発祥とされる。スラップ訴訟の成立過程や規制立法については、松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣、2013年)403頁以下参照。